

政令第 号

都市公園法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項第三号から第六号まで、第三条、第六条第四項、第七条及び第十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「誘致距離の標準を二百五十メートルとして」を「街区内に居住する者が容易に利用することができるように」に改め、同項第二号中「誘致距離の標準を五百メートルとして」を「近隣に住する者が容易に利用することができるように」に改め、同項第三号中「誘致距離の標準を一キロメートルとして」を「徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように」に改める。

第三条中「次の」を「次の表の」に改め、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

配置	区分	
	基準	
大規模な災害により国民経済上重大な損害	災害時に広域的な災害救援活動の拠点となるものとして国が設置する都市公園	国が設置するその他の都市公園
		一般の交通機関による到達距離が二百キロ

	規模	位置及び区域の選定	公園施設の整備
を生ずるおそれがある区域として国土交通省令で定める都道府県の区域ごとに一箇所配置すること。	災害時において物資の調達、配分及び輸送その他の広域的な災害救援活動を行うのに必要な規模以上とすること。	災害時における物資の調達及び輸送の利便性を勘案して、広域的な災害救援活動の拠点としての機能を効率的に発揮する上で適切な土地の区域とすること。	広域的な災害救援活動の拠点としての機能を適切に発揮するため、広場、備蓄倉庫その他必要な公園施設を、大規模な地震に對
メートルを超えない土地の区域を誘致区域とし、かつ、周辺の人口、交通の条件等を勘案して配置すること。	おおむね三百ヘクタール以上とすること。	できるだけ良好な自然的条件を有する土地又は歴史的意義を有する土地を含む土地の区域とすること。	良好な自然的条件又は歴史的意義を有する土地が有効に利用されるように配慮し、当該都市公園の誘致区域内にある他の都市公

	する耐震性を有するものとして整備すること。	園の公園施設の整備状況を勘案して、多様なレクリエーションの需要に応ずることができるように公園施設を整備すること。
--	------------------------------	---

第四条第二項から第五項までを次のように改める。

- 2 法第二条第二項第三号の政令で定める休養施設は、次に掲げるものとする。
 - 一 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める休養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める休養施設
- 3 法第二条第二項第四号の政令で定める遊戯施設は、次に掲げるものとする。
 - 一 ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める遊戯施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める遊戯施設

4 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。

一 野球場（専らプロ野球チームの用に供されるものを除く。）、陸上競技場、サッカー場（専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く。）、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物

二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める運動施設
5 法第二条第二項第六号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。

一 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの

二 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの

三 前二号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地

方公共団体が条例で定める教養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める教養施設

第四条第八項中「災害時において避難地又は避難路となる都市公園（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画その他これに準ずる防災に関する計画において定められたものに限る。）にあつては、」を削る。

第十二条に次の一号を加える。

十 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設

第十四条第三号中「及び第十二条第九号」を「並びに第十二条第九号及び第十号」に改める。

第十六条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 第十二条第十号に掲げる仮設の施設（建築物に限る。）を設ける場合においては、占用することができ都市公園は〇・五ヘクタール以上の敷地面積を有するものとし、占用の場所は都市公園の広場内とし、建築面積の総計はその広場の敷地面積の百分の三十を超えないこと。

第二十五条第四号中「すべり台」を「滑り台」に改め、同条第五号中「工作物」の下に「並びに第四条第四項第二号に掲げる運動施設」を加え、同条第九号中「必要な施設」の下に「（避難地又は避難路となる都市公園（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画その他これに準ずる防災に関する計画において定められたものに限る。）に設けられるものに限る。）」を加える。

附則第四項中「第三条第一号中」を「第三条の表配置の項中」「大規模な災害により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある区域として国土交通省令で定める都道府県の区域ごとに」とあるのは「埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県」の区域に」と、「に」、「」「国土交通省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

災害に強い都市構造の形成のため、災害時に広域的な災害救援活動の拠点となる都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備に関する技術的基準を定めるとともに、地域の実情に応じた都市公園の設置及び管理を推進するため、地方公共団体が設置する都市公園の配置の基準の見直し並びに公園施設及び占用物件の範囲の拡大等を行う必要がある。